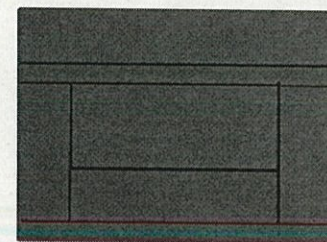


# 蜜蜂を飼育する方へ

- ・ 蜜蜂を飼育する方は、養蜂振興法に基づき、届出が必要です。
- ・ 限られた蜜源植物を、蜂群同士が争うことなく計画的に最大限利用するため、地域の蜜源植物の植栽状況に応じた適正な蜂群配置の確保に向けた調整が大切です。

## 毎年、飼育届の提出を。

- ◎ 蜜蜂を飼育する方は、毎年1月末までに、飼育届を住所地の都道府県に提出する必要があります。  
詳しくは、お住まいの都道府県にお問い合わせください。
- ◎ また、養蜂業者の方は、都道府県を越えて転飼しようとするときは、2ヶ月前までに、転飼先の都道府県に許可申請する必要があります。



## 蜂群配置の適正化にご理解・ご協力を。

- ◎ 地域の蜜源植物の状況に応じ、蜂群配置の調整が行われます。詳しくは、蜜蜂を飼育する場所の都道府県にお問い合わせください。
- ◎ 計画を超える蜂群数の増加や飼育場所の変更は、地域の適正な蜂群配置に悪い影響を与えます。蜜蜂の計画的な飼育にご協力ください。

問い合わせ先 農林水産省生産局畜産部畜産振興課

TEL:03-3591-3656

FAX:03-3502-0887

メールアドレス:beekeeping@maff.go.jp